

V. 建設業許可申請様式集

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
所在地
商号または名称
代表者

行政庁側記入欄		大臣 知事	コード	許可年月日	
許可番号	項番	3	5	11	13
0	1	2	5	11	13
申請の区分		3	5	11	13
0	2	3	5	11	13
申請年月日		3	5	11	13
0	3	3	5	11	13

国土交通大臣 許可（一般）第 号 令和 年 月 日

（1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規 4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加 7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 一般・特新規+業種追加+更新）

許可の有効期間の調整 4 （1. する 2. しない）

許可を受けようとする建設業	0	4	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解									
申請時において既に許可を受けている建設業	0	5	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
商号又は名称のフリガナ	0	6	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
商号又は名称	0	7	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0	8	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
代表者又は個人の氏名	0	9	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
主たる営業所の所在地市区町村コード	1	0	2	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
主たる営業所の所在地	1	1	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150								
郵便番号	1	2	3	5	6	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150							
ファックス番号																																									

法人又は個人の別	1	3	3	4	5	10	15	20	25
（1. 法人）	1	3	3	4	5	10	15	20	25
（2. 個人）	1	3	3	4	5	10	15	20	25
兼業の有無	1	4	3	建設業以外に行っている営業の種類					
（1. 有）	1	4	3						
（2. 無）	1	4	3						

許可換えの区分	1	5	3	（1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可）					
旧許可番号	1	6	3	国土交通大臣 許可（一般）第 号 令和 年 月 日					

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣知事コード	
許可番号	項番 3 8 2 2 5
国土地交通大臣 滋賀県知事	許可（一般）第 5 号
許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名	フリガナ
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
変更前	

(従たる営業所)

従たる営業所の名	フリガナ
従たる営業所の所在地市町	3 5 10 15 20 8 4
従たる営業所の所在地	3 5 10 15 20 8 6
郵便番号	3 5 6 10 15 20 8 7
電話番号	10 15 20 8 8
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
変更前	

(従たる営業所)

従たる営業所の名	フリガナ
従たる営業所の所在地市町	3 5 10 15 20 8 4
従たる営業所の所在地	3 5 10 15 20 8 6
郵便番号	3 5 6 10 15 20 8 7
電話番号	10 15 20 8 8
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
変更前	

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ・ 変 更 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所				
従 た る 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

電子決済用レシート貼付書

《申請者情報》

商号または名称

許可番号

《決済者情報》

決済名義人の氏名

申請者と決済
名義人の関係

《レシート貼り付け欄》

《行政庁記入欄》

新規		90,000円
般特新規		90,000円
業種追加(般・特いずれか)		50,000円
業種追加(般・特両方)		100,000円
更新(般・特いずれか)		50,000円
更新(般・特両方)		100,000円
般特新規＋業種追加		140,000円
般特新規＋更新		140,000円
般特新規＋業種追加＋更新		190,000円
業種追加(般・特いずれか) ＋更新(般・特いずれか)		100,000円
業種追加(般・特両方) ＋更新(般・特いずれか)		150,000円
業種追加(般・特いずれか) ＋更新(般・特両方)		150,000円
業種追加(般・特両方) ＋更新(般・特両方)		200,000円
(その他の場合、申請内容を記入)		円

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営 業 所 の 名 称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等 の 氏 名	建 設 工 事 の 種 類	有 資 格 区 分

工 事 経 歴 書

工事（税込・税抜）

（建設工事の種類）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	配 置 技 術 者 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額		工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
							うち、	・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月

小 計	件		千円	うち 元請工事
			千円	千円

合 計	件		千円	うち 元請工事
			千円	千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}、\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 所 在 地
商号または名称
代 表 者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

記載要領

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}、\left[\begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$ 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 については不要なものを消すこと

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

（１） 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	
経験年数	年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係	
備考	

令和 年 月 日

証明者
所在地
商号または名称
代表者
許可番号・許可年月日

（２） 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役 本人 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者
所在地
商号または名称
代表者

申請又は届出の区分 { 項番 3 } (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 許可年月日
許可番号 { 3 } 国土交通大臣知事許可（一般 { 2 } ）第 { 5 } 号 令和 { 11 } 年 { 13 } 月 { 15 } 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ { 1 } { 9 } { 3 } 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 { 2 } { 0 } { 3 } { 5 } { 10 } 生 年 月 日 { 13 } { 14 } { 16 } { 18 }
住 所

◎【変 更 前】

氏 名 { 2 } { 1 } { 3 } { 5 } { 10 } 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 { 13 } { 14 } { 16 } { 18 }

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現 住 所														
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生						
職 名														
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容									
職	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
歴	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。														
令和 年 月 日 氏 名														

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。
- 令和 年 月 日

地方整備局長

北海道開発局長

滋賀県知事 殿

申請者

届出者

所在地

商号または名称

代表者

許可年月日

許可番号

国土交通大臣

滋賀県知事

許可(一般特) () 第 号

令和 年 月 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(人)					

(1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

申請者
出所 所在地
商号または名称
代表者

区 分	項番 3 61 1.新規許可等 2.営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3.営業所技術者等の追加 4.営業所技術者等の交替に伴う削除 5.営業所技術者等が置かれる営業所のみ変更
許可番号	大臣知事 3 6225 国土交通大臣 滋賀県知事 許可（一般特一） 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

		(フリガナ)													元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																
氏名	項番	フリガナ														生年月日															
氏名	フリガナ	3	5	10	15	18	20								年	月	日														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		3	5	10	15	20	25	30																							
今後担当する建設工事の種類	4																														
現在担当している建設工事の種類																															
有資格区分	フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	8																						
		3	5	7	9	11	13	15	17																						
		6	5																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日													営業所の名称 (旧所属)																	
営業所技術者の住所														営業所の名称 (新所属)																	

		(フリガナ)													元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																
氏名	項番	フリガナ														生年月日															
氏名	フリガナ	3	5	10	15	18	20								年	月	日														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		3	5	10	15	20	25	30																							
今後担当する建設工事の種類	4																														
現在担当している建設工事の種類																															
有資格区分	フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	8																						
		3	5	7	9	11	13	15	17																						
		6	5																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日													営業所の名称 (旧所属)																	
営業所技術者の住所														営業所の名称 (新所属)																	

		(フリガナ)													元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																
氏名	項番	フリガナ														生年月日															
氏名	フリガナ	3	5	10	15	18	20								年	月	日														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		3	5	10	15	20	25	30																							
今後担当する建設工事の種類	4																														
現在担当している建設工事の種類																															
有資格区分	フリガナ	1	2	3	4	5	6	7	8																						
		3	5	7	9	11	13	15	17																						
		6	5																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日													営業所の名称 (旧所属)																	
営業所技術者の住所														営業所の名称 (新所属)																	

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、
工事に關し、下記のとおひ実務の経験有することに相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

所在地
商号または名称
証明者代表者
(電話番号)
被証明者との関係

記

技術者の氏名	生年月日	使用された期間	年 月から 年 月まで
使用者の商号又は名称			
職名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合 計 満 年 月	

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、
工事に關し、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

所在地
商号または名称
証明者代表者
(電話番号)
被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された	年 月から
使用者の商号 又は名称				期 間	年 月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合 計 満	年 月

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

令和 年 月 日

[illegible]

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日 氏 名				

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所				
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生	
営 業 所	名				
職	名				
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。					
令和 年 月 日 氏 名					

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日現在
(会社名) _____

資 産 の 部

(単位：千円)

I 流動資産

現金預金	_____	
受取手形	_____	
完成工事未収入金	_____	
有価証券	_____	
未成工事支出金	_____	
材料貯蔵品	_____	
短期貸付金	_____	
前払費用	_____	
その他	_____	
貸倒引当金	△ _____	
流動資産合計		_____ A

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
機械・運搬具	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
工具器具・備品	_____	
減価償却累計額	△ _____	_____
土地	_____	_____
リース資産	_____	_____
減価償却累計額	△ _____	_____
建設仮勘定	_____	_____
その他	_____	_____
減価償却累計額	△ _____	_____
有形固定資産計		_____ ①

(2) 無形固定資産

特許権	_____	
借地権	_____	
のれん	_____	
リース資産	_____	
その他	_____	
無形固定資産計		_____ ②

(3) 投資その他の資産

投資有価証券

関係会社株式・関係会社出資金

長期貸付金

破産更生債権等

長期前払費用

繰延税金資産

その他の

貸倒引当金

投資その他の資産計

△

③

B

(①+②+③)

固定資産合計

Ⅲ 繰延資産

創立費

開業費

株式交付費

社債発行費

開発費

繰延資産合計

C

資産合計

D

(A+B+C)

負 債 の 部

(単位：千円)

I 流 動 負 債

支 払 手 形		
工 事 未 払 金		
短 期 借 入 金		
リ ー ス 債 務		
未 払 金		
未 払 費 用		
未 払 法 人 税 等		
未 成 工 事 受 入 金		
預 り 金		
前 受 収 益		
() 引 当 金		
そ の 他		
流 動 負 債 合 計		E

II 固 定 負 債

社 債		
長 期 借 入 金		
リ ー ス 債 務		
繰 延 税 金 負 債		
() 引 当 金		
負 の の れ ん		
そ の 他		
固 定 負 債 合 計		F

負 債 合 計		G
		(E + F)

純 資 産 の 部

(単位：千円)

I 株 主 資 本

(1) 資 本 金		_____	①
(2) 新株式申込証拠金		_____	②
(3) 資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	_____		
その他資本剰余金	_____		
資 本 剰 余 金 合 計		_____	③
(4) 利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	_____		
その他利益剰余金	_____		
準 備 金	_____		
積 立 金	_____		
繰越利益剰余金	_____		
利 益 剰 余 金 合 計		_____	④
(5) 自 己 株 式	△	_____	⑤
(6) 自己株式申込証拠金		_____	⑥
株 主 資 本 合 計		_____	H
		(①+②+④-⑤+⑥)	

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金		_____	⑦
(2) 繰延ヘッジ損益		_____	⑧
(3) 土地再評価差額金		_____	⑨
評価・換算差額等合計		_____	I
		(⑦+⑧+⑨)	

III 新 株 予 約 権

新株予約権		_____	J
純 資 産 合 計		_____	K
		(H + I + J)	
負 債 純 資 産 合 計		_____	
		(D = G + K)	

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」または「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書
自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日
（会社名）

（単位：千円）

I 売 上 高

完 成 工 事 高 ①
兼 業 事 業 売 上 高 ② A

II 売 上 原 価

完 成 工 事 原 価 ③
兼 業 事 業 売 上 原 価 ④ B
売上総利益（売上総損失）
完成工事総利益（完成工事総損失） ①－③
兼業事業総利益（兼業事業総損失） ②－④ C
(A－B)

III 販売費及び一般管理費

役 員 報 酬
従 業 員 給 料 手 当
退 職 金
法 定 福 利 費
福 利 厚 生 費
修 繕 維 持 費
事 務 用 品 費
通 信 交 通 費
動 力 用 水 光 熱 費
調 査 研 究 費
広 告 宣 伝 費
貸 倒 引 当 金 繰 入 額
貸 倒 損 失
交 際 費
寄 付 金
地 代 家 賃
減 価 償 却 費
開 発 費 償 却
租 税 公 課
保 険 料
雑 費
D
営業利益（営業損失） (C－D) E

IV 営 業 外 収 益

受 取 利 息 及 び 配 当 金
そ の 他

_____ F

V 営 業 外 費 用

支 払 利 息
貸 倒 引 当 金 繰 入 額
貸 倒 損 失
そ の 他

_____ G

経 常 利 益 （ 経 常 損 失 ）

_____ H
(E + F - G)

VI 特 別 利 益

前 期 損 益 修 正 益
そ の 他

_____ I

VII 特 別 損 失

前 期 損 益 修 正 損
そ の 他

_____ J

税引前当期純利益(税引前当期純損失)

_____ K
(H + I - J)

法人税、住民税及び事業税

法 人 税 等 調 整 額

_____ L

当期純利益（当期純損失）

===== (K - L)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。
この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

(会社名) _____

(単位：千円)

I 材 料 費 _____

II 労 務 費
(うち労務外注費 _____)

III 外 注 費 _____

IV 経 費
(うち人件費 _____)

完 成 工 事 原 価 _____

=損益計算書の③

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
(会社名)

(単位：千円)																	
	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予約権	純資産 合 計	
	資 本 金	新 証 拠 申 込 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
			資 本 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
資 本																	
当 期 首 残 高																	
当 期 変 動 額																	
新 株 の 発 行																	
剰 余 金 の 配 当																	
当 期 純 利 益																	
自 己 株 式 の 処 分																	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)																	
当 期 変 動 額 合 計																	
当 期 末 残 高																	

(単位：千円)

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤^{びゅう}謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
 - 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）_____

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{びゅう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合には、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性

が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注 4-2

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注 5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
(2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金と工事損失引当金にそれぞれ対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金と工事損失引当金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類

を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表
令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	計												

	銘 柄	期 首 残 高		当期増加額	当期減少額	期 末 残 高		摘要
		取得価額	貸借対照 表計上額			取得価額	貸借対照 表計上額	
社 債		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計							
その他の 有価証券								
	計							

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円		
計			

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対

する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

貸借対照表
令和 年 月 日現在
（商号又は名称）

資産の部

（単位：千円）

I 流動資産

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	

A

II 固定資産

建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	

B

資産合計

C
(A + B)

負 債 の 部

(単位：千円)

I 流 動 負 債

支 払 手 形

工 事 未 払 金

短 期 借 入 金

未 払 金

未成工事受入金

預 り 金

() 引 当 金

そ の 他

流 動 負 債 合 計

D

II 固 定 負 債

長 期 借 入 金

そ の 他

固 定 負 債 合 計

E

負 債 合 計

F

=====

(D + E)

純 資 産 の 部

(単位：千円)

期 首 資 本 金

事 業 主 借 勘 定

事 業 主 貸 勘 定

△

事 業 主 利 益

(= 損益計算書の L)

純 資 産 合 計

G

負 債 純 資 産 合 計

(F + G)

=====

注 : 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税 抜 ・ 税 込

(該当に○を記入)

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金——前期末の資本合計
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

（商号又は名称）

（単位：千円）

I 完 成 工 事 高 A

II 完 成 工 事 原 価

材 料 費	
労 務 費	
(うち労務外注費)	
外 注 費	
経 費	

完成工事総利益(完成工事総損失) C
(A - B)

III 兼 業 売 上 高 D

IV 兼 業 売 上 原 価 E

兼業売上総利益(兼業売上総損失) (D - E) F

売 上 総 利 益 (売 上 総 損 失) (C + F) G

V 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

従 業 員 給 料 手 当	
退 職 金	
法 定 福 利 費	
福 利 厚 生 費	
維 持 修 繕 費	
事 務 用 品 費	
通 信 交 通 費	
動 力 用 水 光 熱 費	
広 告 宣 伝 費	
交 際 費	
寄 付 金	
地 代 家 賃	
減 価 償 却 費	
租 税 公 課	
保 険 料	
雑 費	

営業利益（営業損失）

I
(G-H)

Ⅵ 営業外収益

受取利息及び配当金
その他の

J

Ⅶ 営業外費用

支払利息
その他の

K

事業主利益（事業主損失）

L
(I + J - K)

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領 6 は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、所在地の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）については、その番号および業種名を付して記載すること。
また、営業所の新設・変更・廃止については、その業種名を記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

[illegible]

- 1 「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。
- 2 該当がない場合は、「なし」と記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

営業所の写真

営業所の名称	
所在地	
所有状況	自己所有・賃貸借等
1、建物の外観(全景)	年 月 日撮影

(作成要領)

※ 建物の外観(全景)の写真は、看板、表札等の商号が具体的に確認できるものとしてください。
 なお、ビル等の建物に入っている場合は、建物の入口部分の写真を別途撮影し、提出してください。

- 営業所の建物の写真を作成し、この用紙に貼付して添付してください。
 【L版サイズ 89×127 (mm) 以上で台紙 (A4) の枠内に貼れるサイズ】
 なお、この様式に準じた任意様式でも可とします。
- 営業所の実態が確認できる写真を添付してください。
 確認しにくい場合は、必要に応じて追加して写真等の資料を提出していただく場合があります。
- 写真はカラーとし、ポラロイド写真は不可としますが、デジタル写真は可とします。このEXCEL様式に直接画像を貼り付け、プリントする方法でも可としますが、その場合には写真が鮮明に印刷される用紙を使用してください。
- 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。
- 写真は、3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。
- 所有状況は自己所有、賃貸借等の別について、該当するものに○をしてください(法人役員や家族等の所有物件の場合も賃貸借等としてください)。

営業所の写真

営業所の名称	
所在地	
2、建物の内観	年 月 日撮影

(作成要領)

※ 建物の内観の写真は、電話、机等の什器備品及び各種事務台帳等が備えられていることが確認できるものとしてください。

- 1 営業所の建物の写真を作成し、この用紙に貼付して添付してください。
【L版サイズ 89×127 (mm) 以上で台紙 (A4) の枠内に貼れるサイズ】
なお、この様式に準じた任意様式でも可とします。
- 2 営業所の実態が確認できる写真を添付してください。
確認しにくい場合は、必要に応じて追加して写真等の資料を提出していただく場合があります。
- 3 写真はカラーとし、ポラロイド写真は不可としますが、デジタル写真は可とします。このEXCEL様式に直接画像を貼り付け、プリントする方法でも可としますが、その場合には写真が鮮明に印刷される用紙を使用してください。
- 4 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。
- 5 写真は、3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。

変 更 届 出 書
（第一面）

下記のとおり、
{ (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号 }
について変更があったので届出をします。

令和 年 月 日

届 出 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

大臣コード
知事
項番
許可番号
3 5
国士交通大臣
滋賀県知事
許可（一般）
第 5 10 号
令和 11 年 13 月 15 日

法人番号
3 6
3 5 10 15

記				
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ
3 7
23 25 30 35 40
商号又は名称
3 8
23 25 30 35 40
代表者又は個人の氏名のフリガナ
3 9
3 10
代表者又は個人の氏名
4 0
主たる営業所の所在地市区町村コード
4 1
都道府県名 市区町村名
主たる営業所の所在地
4 2
23 25 30 35 40
郵便番号
4 3
電話番号
4 4
資本金額又は出資総額
4 4
（千円）

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

[illegible]

フリガナ	
従たる営業所の称	8 4 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内 容	従たる営業所の 所在地市町 所 在 一 コ	8 5	2 5	滋賀県										市町名 _____ 市・町 _____																																																						
	従たる営業所の 所在地 所 在 地	8 6	3 5											10											15											20																																
														23											25											30											35											40										
郵便番号	8 7	3 5 6	—										10											15											20																																	
営業しよう とする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																														(1. 一般) (2. 特定)																																				
変更前																																																																				

[illegible]

内 容	従たる営業所の所在地 市町	滋賀県	市町名 _____ 市・町 _____
	従たる営業所の所在地 市町	市町名 _____ 市・町 _____	市町名 _____ 市・町 _____
	郵便番号	電話番号	電話番号
	営業しようとする建設業	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)	変更前
	営業しようとする建設業	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)	変更前

従たる営業所の称		8	4	フリガナ																									
				3			5						10						15						20				
				23			25						30						35						40				

[illegible]

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 営業所技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

届出者
所在地
商号または名称
代表者

大臣コード
項番
許可番号
国土交通大臣
知事許可(一般)第 号
許可年月日
令和 年 月 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

氏名
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

氏名
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

営業所の名称
建設工事の種類

氏名
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

営業所の名称
建設工事の種類

氏名
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

営業所の名称
建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

届出者
所在地
商号または名称
代表者

届出の区分 項番 3
5 4 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
許可番号 5 5 3 国土交通大臣許可(一般 5)第 5 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

記
廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般
2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3
決裁年月日 5 9 令和 3 年 5 月 7 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

変 更 届 出 書 (決 算)

令和 年 月 日

経営事項審査申請予定の有無 (該当するものに○を記入)	
有	無

※「有」の場合、下記も記入

事業年度ごとの消費税課税・免税の別 (直前3年について、課税・免税いずれかに○)				
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税

許可年月日 年 月 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 (ー) 第 号
滋賀県知事

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人の場合のみ記入(国税庁から通知された13桁の番号)

届 出 者

所 在 地

商号または名称

代 表 者

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

事業年度(第 期 年 月 日 から 年 月 日まで)が終了したので別添のとおり、提出します。

【 事業年度終了変更届 (決算変更届) 届出書類・添付書類等 】

- 変更届出書(決算)
- 様式第2号
- 様式第3号
- 財務諸表 (法人…様式第15号・16号・17号・17号の2)
(個人…様式第18号・19号)
- 事業税の納税証明書(税額の記載のあるもの、
※未納のないことの証明ではありませんのでご注意ください。)
- 事業報告書(株式会社のみ)

【事業年度内に】

- 使用人数に変更があった場合…様式第4号
- 営業所長の移動があった場合…様式第11号
- 定款の変更があった場合 …定款(写)または議事録
- 健康保険等の加入状況の人数に変更があった場合
…様式第7号の3

記載要領

- 1 「国土交通大臣 及び「近畿地方整備局長 滋賀県知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 届出者は、実印を押印すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣
滋賀県知事

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般
建設業の許可申請の取下げ願
特定

令和 年 月 日付けで 一般
建設業の許可申請をしましたが、下記の理由によ
り許可の取下げをいたします。 特定

記

取下げ理由

発注者証明書

1 工事名	※工事内容がわかるように具体的に記入すること。 ※下請の場合は、下請工事の内容を明記すること。	
2 工事場所 <u>(字、番地まで記入のこと)</u>		
3 工事請負額	円	(税込・税抜) ※いずれかに○
4 工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 工事請負人		

上記のとおり、私が発注したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

電話番号

注：必ず発注者自らの署名押印(実印)であること

個人事業主の事業承継に伴う経営業務の補佐経験証明書

令和 年 月 日

滋賀県知事

証明者（現在許可を受けている第三者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

電 話 番 号

国土交通大臣許可
知事許可

（般・特一）第

号

許 可 年 月 日

年 月 日

下記の者は、（前事業主氏名）_____の個人事業における経営業務を補佐した経験を有することを証明します。

記

1 経営業務を補佐した者の氏名（承継人）

2 経営業務を補佐していた期間 年 月から 年 月

注意事項

- ・経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に従事した経験をいいます。
- ・押印箇所には、法人においては会社の実印、個人においては個人の実印を押印してください。
- ・許可行政庁が必要と判断した場合は、証明内容について照会することがありますので御協力ください。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者^{の常勤の役人}_{の本支配人}で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者

申請又は届出の区分 ^{項番} 3
1 7 5 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可番号 1 8 2 5 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 0 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 年 月 日
住 所

◎【変 更 前】

氏 名 2 1 3 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者 _____

役職名等

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分

2	2	3
---	---	---

 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変 更 年 月 日 令和 年 月 日

大臣
知事

コード

許可番号

2	3	2	5
---	---	---	---

 国土交通大臣 知事 許可 (一般

--	--

) 第

--	--	--	--	--	--	--	--

 号 許可年月日 令和

--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2	4	3		
---	---	---	--	--

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名

2	5	3			5					10			
---	---	---	--	--	---	--	--	--	--	----	--	--	--

 生 年 月 日

13	14		
----	----	--	--

 年

16		
----	--	--

 月

18		
----	--	--

 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名

2	6	3			5					10			
---	---	---	--	--	---	--	--	--	--	----	--	--	--

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日

13	14		
----	----	--	--

 年

16		
----	--	--

 月

18		
----	--	--

 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者 _____

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申 請 又 は 届 出 の 区 分 ☐ ☐ ☐ ³ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変 更 の 年 月 日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許 可 番 号 ☐ ☐ ☐ ☐ ³ ☐ ☐ 国土交通大臣 知事 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ⁵ ¹⁰ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ ¹¹ 年 ☐ ☐ ¹³ 月 ☐ ☐ ¹⁵ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ ☐ ☐ ³ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ ☐ ☐ ³ ☐ ☐ ⁵ ☐ ☐ ☐ ☐ ¹⁰ ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ¹³ ☐ ☐ ¹⁴ 年 ☐ ☐ ¹⁶ 月 ☐ ☐ ¹⁸ 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名 ☐ ☐ ☐ ³ ☐ ☐ ⁵ ☐ ☐ ☐ ☐ ¹⁰ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ¹³ ☐ ☐ ¹⁴ 年 ☐ ☐ ¹⁶ 月 ☐ ☐ ¹⁸ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者 _____

役 職 名 等

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分

	3	1	3
--	---	---	---

 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変 更 日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード
許 可 番 号

	2	3	2	5
--	---	---	---	---

 国土交通大臣
知事 許可 (一般

--	--

) 第

--	--	--	--	--	--	--	--

 号 許可年月日 令和

--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

	3	2		
--	---	---	--	--

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名

	3	3									
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 生 年 月 日

--	--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

氏 名

	3	4									
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日

--	--	--

 年

--	--

 月

--	--

 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現 住 所														
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生						
職 名														
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容									
職	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
歴	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。														
令和 年 月 日 氏 名														

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所															
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生							
職 名															
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容										
職	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
歴	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容										
上記のとおり相違ありません。															
令和 年 月 日 氏 名															

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

VI. 資 料

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合
様式第 28 号（第 25 条関係）

35 cm 以 上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
↓			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
			国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
	この店舗で営業している建設業			
40cm 以上				

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合
（発注者から直接請け負ったものに限る）

様式第 29 号（第 25 条関係）

25 cm 以 上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
許可年月日				
35cm 以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が有する資格者証等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

入札参加申請書記載事項の変更申請について（県内業者）

次の事項に変更があった場合、すみやかに（変更から約1週間以内。ただし、すみやかに申請ができない事情がある場合は、滋賀県監理課審査契約係までご連絡ください。）滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムから「変更申請」を行い、確認書類を提出してください。なお、滋賀県・滋賀県内の全19市町では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化しているため、各申請団体への変更届等の提出は原則不要ですが、一部団体においては変更内容によって書類の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

また、変更の手続き中に入札へ参加する場合、または、変更申請後1ヵ月を経過してなお変更前の内容で入札通知等が送付されている等の場合については、各発注機関へお問合せいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「変更申請」を行うまでに令和6年度（令和7年度名簿のための申請）の「新規申請」もしくは「継続申請」を行った方は、P183の作業が必要となりますのでご注意ください。

【変更事項】（以下の変更事項以外は共同受付対象外となっております。）

主たる営業所（本社・本店）

- ・所在地・郵便番号・商号・名称（フリガナ）・代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- ・電話番号・FAX番号・個人事業の代替わり※・法人成（個人で入札参加されている方が法人を設立された場合）※・入札参加（一部）廃止（注：建設工事のみ対象。コンサルタント等業務についてはシステム対象外のため、入札参加団体へお問合せください。）・【建設工事】一般建設業⇔特定建設業許可の変更

入札参加支店営業所（上記以外の場合）

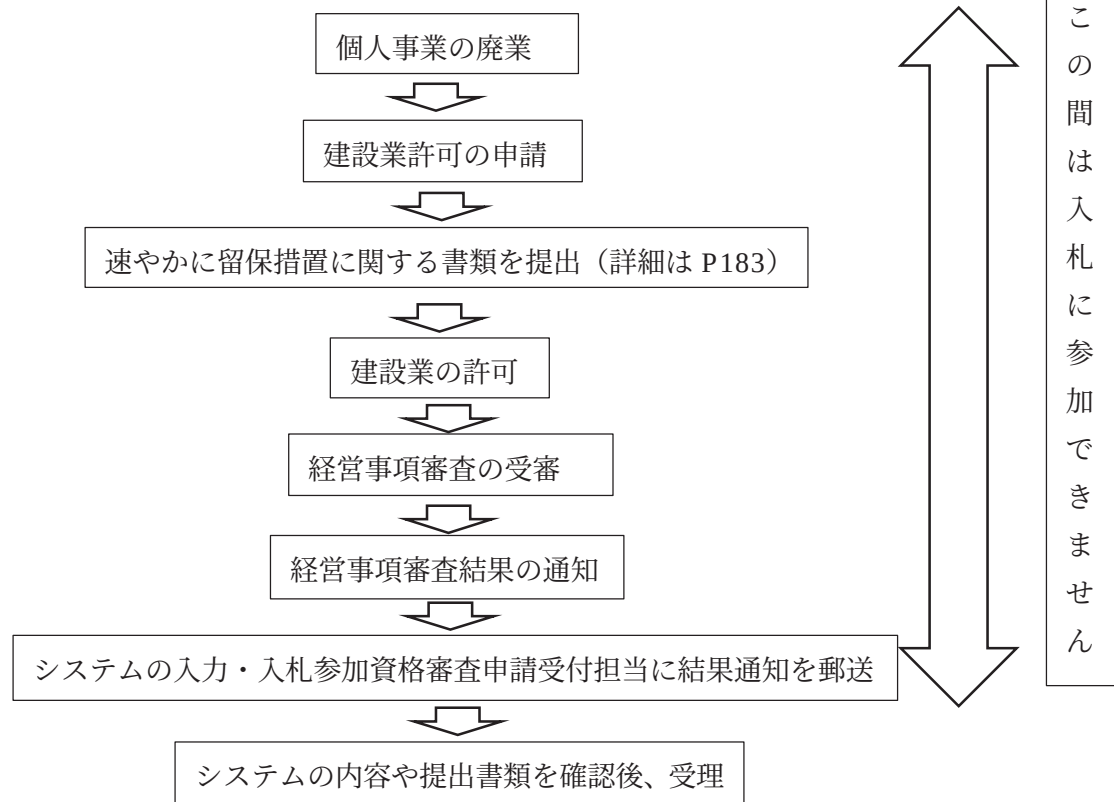
- ・所在地・郵便番号・支店名・代表者職名・代表者氏名（フリガナ）・電話番号・FAX番号
- ・入札参加（一部）廃止（注：建設工事のみ対象。コンサルタント等業務についてはシステム対象外のため、入札参加団体へお問合せください。）・【建設工事】一般建設業⇔特定建設業許可の変更

上記の項目以外の変更が必要な方（吸収合併や営業所の廃止・追加など）については滋賀県へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

【変更日が異なる複数の変更申請をされる際の注意事項】

変更日（事実発生日）が異なる変更事項がある場合は、変更日ごとに変更申請を行ってください。例えば①4月1日付け主たる営業所の代表者変更、②4月5日付け入札参加支店営業所の代表者変更があった場合、①の変更申請行い、受理されたのち、②の変更申請を行ってください。①②をまとめて申請されますと変更日の判別ができません。お手数ですがよろしくお願いいたします。連絡先：滋賀県土木交通部監理課審査契約係 TEL：077-528-4116

※個人事業の代替わりおよび法人成の手続きは以下のとおりです。



○ 変更申請および確認書類の提出方法

【申請方法の概要】

手順1	システムにログインする。
手順2	変更申請から変更事項を入力する。
手順3	「申請書提出（確認）」ボタンを押し、その後「提出」ボタンを押し。
手順4	チェックリスト等の確認書類を滋賀県に提出する。※

システムの入力方法は
令和6年度滋賀県市町
入札参加資格審査
申請マニュアル（変更
申請用）をご確認くだ
さい。

※郵送または FAX にて受付ます。

【確認書類の送付先】

（郵送）〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部監理課 審査契約係 入札参加資格審査申請受付担当

（FAX）077-528-4891

○提出書類について

提出書類はすべて滋賀県にご提出ください。（提出先は P182 をご確認ください。）

【提出書類一覧】

【滋賀県に提出する書類】

必ず提出が必要な書類

No	名称	備考
1	変更届（チェックリスト）	変更申請を行った際は必ず送付してください。

該当がある場合提出が必要な書類

No	変更事項	本店	入札参加している支店営業所	注意事項
1	本社（店）または支店営業所の所在地	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
2	本社（店）の商号・名称	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
3	支店営業所名	—	委任状	入札参加している支店営業所が閉鎖される場合は事前に監理課審査契約係担当にご連絡ください。
4	代表者職名、代表者氏名（支店営業所の代表者（受任者）の変更も含む）	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
5	郵便番号、電話番号、FAX番号	—	—	—

6	個人事業の代替わり・法人成	建設工事：経営規模等評価結果通知書の写し コンサルタント等業務：登録通知書または登録証明書の写し ※維持管理につきまして提出書類はございません。	—	※なお、留保措置が必要な団体がございますので注1をご確認ください。
7	【建設工事のみシステム対応可】入札参加（一部）廃止	様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し	—	—
8	【建設工事】一般建設業許可⇔特定建設業許可の変更	建設業許可通知書の写し	建設業許可通知所の写し	—

【大津市に提出する書類】

大津市に申請している事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

なお、大津市への変更申請手続きを急ぐ必要がある場合は、直接、大津市担当課へご連絡ください。

また、法人成り若しくは事業承継については、内容・条件によって大津市では認められない場合がありますので、直接大津市担当課へご連絡ください。

○大津市役所 契約検査課 TEL077-528-2720

必ず提出が必要な書類（下表№1～4の変更事項に該当する場合）

滋賀県に提出する変更届（チェックリスト）の写し

該当がある場合提出が必要な書類

№	変更事項	提出書類
1	本社（店）所在地	登記事項証明書（注1）、許可証明（登録通知）書
2	商号又は名称	登記事項証明書（注1）、許可証明（登録通知）書、使用印鑑届（注2）
3	本社の代表者（職・氏名）	登記事項証明書（注3）、許可証明（登録通知）書
4	許可・登録等（注4）	許可証明（登録通知）書
5	使用印鑑（注5）	使用印鑑届

注1：法人事業者のみ

注2：大津市指定様式

注3：個人事業者は、身分証明書を提出してください。

注4：許可・登録等の変更において、許可登録期限の更新のみの場合は提出不要です。

注5：システム上での変更がないため、使用印鑑届のみの提出となります。

注1：留保措置に伴う提出書類について

以下の団体には個人事業の代替わり、法人成手続きを開始後速やかに以下の書類を送付してください。（詳細につきましては各団体へお問合せください。）

○滋賀県

- ・様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し
- ・様式第一号（第二条関係）建設業許可申請書の写し

○高島市

①承継事案発生時

- ・入札参加資格変更届（市指定様式）
- ・様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し

必要に応じて上記以外に別途書類の提出を求める場合があります。

②承継手続き完了後

- ・承継後の建設業許可の通知（写し）
- ・承継後の経営事項審査通知書（写し）

必要に応じて上記以外に別途書類の提出を求める場合があります。

※すでに令和7年度（令和8年度名簿のための申請）の「新規申請」もしくは「継続申請」を行った方は、以下の点にご注意ください。

※注意！！

今回の「変更申請」の内容は「新規申請」、「継続申請」に反映されません。
「新規申請」、「継続申請」の修正が別途必要となります。

修正には、差戻しの手続きが必要となる場合がありますので入札参加資格申請受付担当にご連絡ください。（電話：077-528-4985）

国家資格についての問い合わせ先

資 格	試 験 の 実 施 機 関	所 管 官 庁
建設機械施工管理技士	(一社)日本建設機械施工協会 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内 TEL 03(3433)1575	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
管工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
造園施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042(300)6866	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金（試験研修本部） 東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL 03(5473)1581	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金（試験研修本部） 東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL 03(5473)1581	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
電気通信工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03(5253)8111 (代)
建 築 士 木 造 建 築 士	(公財)建築技術教育普及センター 東京都千代田区紀尾井町3-6 TEL 03(6261)3310	滋賀県土木交通部建築課 大津市京町4-1-1 TEL 077(528)4251 (直通)
技 術 士	公益社団法人 日本技術士会 技術士試験センター 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8F TEL 03(3459)1333	文部科学省 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL 03(5253)4111 (代)
技 能 士	滋賀県職業能力開発協会 大津市南郷5-2-14 TEL 077(533)0850	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町4-1-1 TEL 077(528)3755 (直通)
電 気 工 事 士	(一財)電気技術者試験センター 東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8F TEL 03(3552)7691	滋賀県防災危機管理局 大津市京町4-1-1 TEL 077(528)3431 (直通)

※紛らわしい名称、悪質な勧誘には注意してください。

現場技術者

(主任技術者・監理技術者)

の専任の合理化

(専任現場の兼任)

令和7年2月1日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に關して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第62条第3項第1号、第4項)

旧制度		新制度	
原則専任	請負金額 1億円(2億円) を予定	原則専任	情報通信機器の 活用等による兼 任制度の新設※
		専任不要	
原則専任	4000万円 (8000万円)	専任不要	専任不要

() は建築一式工事

※：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

【兼任の要件】

- 請負金額 (政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数 (政令)
2以下
- 工事現場間の距離 (省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数 (省令)
3次まで
- 連絡員の配置 (省令)
監理技術者等との連絡その他の必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置 (省令)
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等 (省令)
【補足】計画書の参考様式は国土交通省HPにて掲載されています。
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置 (省令)
※詳しくは監理課までお問い合わせください。

現場技術者

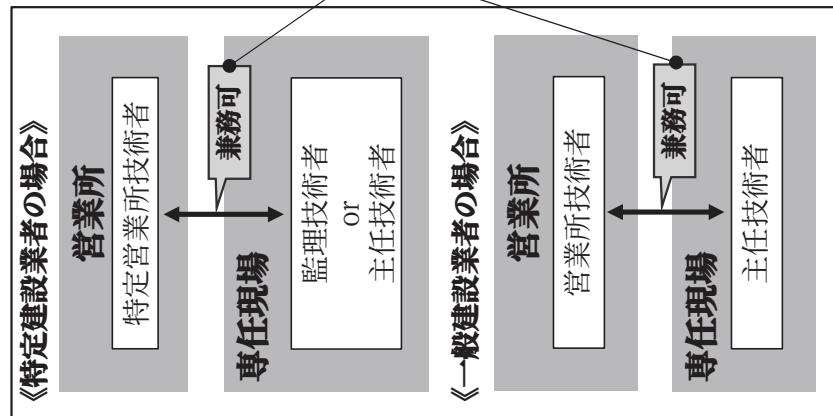
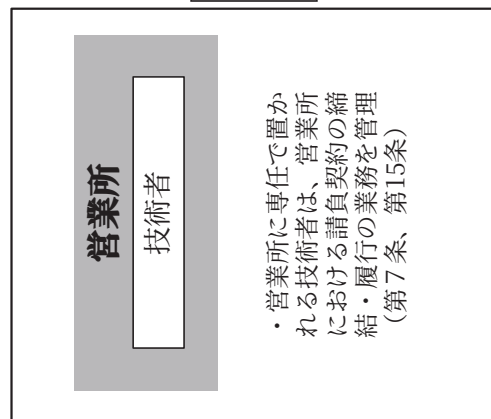
(主任技術者・監理技術者)

の専任の合理化

(営業所技術者等の専任現場兼務)

令和7年2月1日施行

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事に
ついて、営業所技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



【兼任の要件】

○請負金額（政令）

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

○兼任現場数（政令）

2以下

○工事現場間の距離（省令）

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数（省令）

3次まで

○連絡員の配置（省令）

監理技術者等との連絡その他の必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）

【補足】計画書の参考様式は国土交通省HPにて掲載されています。

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※詳しくは監理課までお問い合わせください。

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することとは不可

MEMO



Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。